

平成31年度当初予算債務負担行為の概要

事 業 名	担 当 課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する気高町勤労者体育センター、気高町農業者トレーニングセンター、気高町B&G海洋センター、気高町運動広場、気高町龍見台テニスコート、鹿野町農業者トレーニングセンター、鹿野町B&G海洋センター、鹿野町運動広場、青谷町グラウンド、青谷町グラウンドテニスコート、青谷町農村広場、青谷町体育館及び青谷町農林漁業者トレーニングセンターの管理運営費	生涯学習・スポーツ課

[単位:千円]

限 度 額	期 間	財 源 内 訳				
		国	県	起 債	そ の 他	一 般 財 源
1,098	平成32年度					1,098

【事業の目的】

気高町勤労者体育センター、気高町農業者トレーニングセンター、気高町B&G海洋センター、気高町運動広場、気高町龍見台テニスコート、鹿野町農業者トレーニングセンター、鹿野町B&G海洋センター、鹿野町運動広場、青谷町グラウンド、青谷町グラウンドテニスコート、青谷町農村広場、青谷町体育館及び青谷町農林漁業者トレーニングセンターに指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営によるサービス向上及び効率化を図る。

【事業の内容】

指定管理者に以下の業務を委託する。

指定管理者を公募し、気高町勤労者体育センター、気高町農業者トレーニングセンター、気高町B&G海洋センター、気高町運動広場、気高町龍見台テニスコート、鹿野町農業者トレーニングセンター、鹿野町B&G海洋センター、鹿野町運動広場、青谷町グラウンド、青谷町グラウンドテニスコート、青谷町農村広場、青谷町体育館及び青谷町農林漁業者トレーニングセンター(以下「気高町勤労者体育センター等」という。)の管理運営を平成30年度より委託する。

指定管理者が行う業務の範囲は、以下のとおりとする。

- 1.気高町勤労者体育センター等の利用に関する業務
- 2.気高町勤労者体育センター等の施設及び設備の維持管理に関する業務
- 3.その他、気高町勤労者体育センター等の管理上市長が必要と認める業務

【これまでの関連する取組み】

指定管理者 特定非営利活動法人 鹿の助スポーツクラブ
 指定管理期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

平成31年10月からの消費税引き上げ(8%→10%)に伴い、平成32年度における指定管理料について見直しを行う。

現在の債務負担行為額 H30～32年度 119,967千円
 当初の指定管理料 H30 40,979,870円 H31 39,493,565円 H32 39,493,565円
 消費税増税後の指定管理料 H30 40,979,870円 H31 39,860,000円 H32 40,225,000円
 ※債務負担行為の変更はH32年度分のみ

【今後の取組み】

2月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。
 平成32年度の年度協定により管理開始。